

特定福祉用具販売 よくあるQA

2024年8月時点

種類	番号	質問内容	回答内容
申請手続きについて	1	購入提案にあたっては医学的な確認やエビデンスが必要と聞いたが、給付申請時に、それらを記載した資料等は必要か。	サービス基準に、「提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとする」とありますが、それらの結果については、給付申請書への添付は求めません。 ただし、複数個購入を含む再給付の申請など、特に丁寧な確認が必要な場合は、追加資料の提出をお願いします。（その場合、特に様式は定めませんので、理由書様式への記載のほか、内容の確認ができるケアプランや販売計画などをご提出ください）
	2	情報提供の記録方法について、ケアマネは記録を残す必要があるか。また、記録を残す場合、どこに記載するのか。	担当のケアマネジャーがいる場合は、ケアプラン内でサービス計画書等に記載をお願いします。
	3	理由書は、医師やリハ職などの専門職に書いてもらう必要があるのか。	その必要はありません。理由書の作成は現行と同様、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の方となります。
	4	介護保険サービスを福祉用具貸与のみ使用していた利用者が、購入に切り替える予定の場合・・・ 今までケアマネジャーがついていたためケアプランを作成していたが、購入だけのサービス利用となるとケアマネジャーがサービス計画書を作って終わる、ということになるか。	お見込みのとおりです。福祉用具貸与時に担当していたケアマネジャーがいて記録を残すことが可能な場合は、サービス計画書の作成までご対応をお願いします。
	5	カタログのコピー以外、追加で提出を求めるものはあるか。	原則、必要ありません。ただし、スロープ購入において、設置個所や必要数を申請書理由書欄にて確認できない場合は、窓口での聞き取りのほか、写真や図面など提出をお願いします。

特定福祉用具販売 よくあるQA

2024年8月時点

種類	番号	質問内容	回答内容
スロープ	6	スロープの複数個購入は認められるか。	<p>認められます。</p> <p>スロープに限らず、国のQ & Aにあるとおり、「利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合」や「種目の性質等から複数個の利用が想定される場合」に該当する場合は、福祉用具の複数個購入が認められます。</p> <p>【参考】 介護保険最新情報Vol.1225 『「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について』</p> <p>問98 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。</p> <p>(答) 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。</p>
	7	オーダースロープ（レンタル対応ではない）は購入の場合対象となるか。	<p>今回の福祉用具選択制導入は、「貸与か購入を選べる」ものであり、レンタル対応でない商品は購入も対象外となります。</p>
	8	今まで貸与で複数箇所で使用していた「ダイヤスロープ」を購入に切り替えた場合、複数個購入する事は可能か。	<p>目的、場所などが異なれば、同一種目の複数個購入も可能です。</p> <p>なお、購入に切り替えるにあたって、同じ「ダイヤスロープ」でも貸与のみ対象の商品もあるため、商品が福祉用具購入の対象商品かどうか確認のうえ申請をお願いします。</p>
歩行器	9	馬蹄形（脚部先端が一部車輪のもの）の歩行器は給付対象か。	<p>告示種目及び厚労省通知に該当していることが条件となります。対象種目かどうかは、テクノエイド協会のHPで確認をお願いします。</p> <p>馬蹄形歩行器は底部分が車輪のものは、対象外となります。また、一部でも車輪がついている場合は購入対象外（貸与のみ対象）となります。</p>

特定福祉用具販売 よくあるQA

2024年8月時点

種類	番号	質問内容	回答内容
歩行補助つえ	10	歩行補助つえについて「貸与」と「購入」、両方併用することが可能か。（2つのうち1つは貸与・1つは購入。）	同種目の複数利用については、介護保険最新情報Vol.1225『「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について』問98をご確認ください。（番号6参照） その上で、各々の利用目的や導入することで達成する目標・利用期間を踏まえた経済性などを検討した結果、「貸与」と「購入」の両方を選択することは認められます。
	11	歩行補助つえの先端ゴムの交換は給付対象となるか。また、部品交換の回数に制限はあるか。	本市では、今回追加となった3種目（選択制）についても、従来の種目同様、部品交換を給付対象とします。 交換の頻度についても特に基準は設けませんが、頻繁に部品交換の申請をする等疑義がある場合には、窓口での聞き取りのほか、必要に応じて交換前の部品の摩耗や破損の状況を確認する為の写真等追加書類をお願いする場合があります。
	12	歩行補助つえの多点杖を左右それぞれに使用するために2個購入する事は可能か？	複数個必要な理由を個別に確認した上、番号6番に該当する場合で、それぞれの必要性が認められるようであれば、購入は可能です。
	13	つえについて、屋内用・屋外用の使い分けとして複数購入は可能か。	屋内・屋外で使い分けることについては、身体状況に合わせた理由によって複数個購入する判断とはなりません。単純に汚れがあるから、という理由は給付対象外です。
中古品について	14	中古品の福祉用具を購入してもよいか。	中古品の購入については、介護保険最新情報Vol.1261『「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について』問9をご確認ください。 【参考】介護保険最新情報Vol.1261『「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について』 問9 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。 (答) 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していません。 また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。